

平成 2 6 年 度 第 1 回

逗 子 市 環 境 審 議 会 会 議 録

# 平成26年度第1回逗子市環境審議会 会議録

日時：2014年（平成26年）8月20日（水）

午前10時～正午

場所：市役所5階 第5会議室

議題（1）第二次逗子市環境基本計画（案）について

（2）その他について

出席者 藤井会長 佐野副会長 太田委員 中津委員 桐ヶ谷委員  
新倉委員 印田委員 小林委員 進藤委員 鶴田委員

事務局 環境都市部 田戸部長 森川次長  
環境管理課 大澤副主幹 山下主事

会議の公開・非公開  
公開

傍聴 9名

【藤井会長】 定刻になりましたので、ただいまより平成26年度第1回の逗子市環境審議会を開会いたします。

きょうはこのお暑い中、また、お忙しいところお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。それでは、開会に当たりまして、事務局から会議の成立、会議の資料等の確認などについて御説明いただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

【森川次長】 それでは、皆様おはようございます。本日はよろしくお願ひいたします。本日は、定数10名中10名全員に出席いただいておりますので、逗子市環境審議会規則第2条第2項の規定によりまして、会議が成立していることを御報告いたします。

次に、傍聴者の方にお願ひ申し上げます。傍聴に当たりましては、私語、撮影、録音等は御遠慮いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

引き続きまして資料の確認をさせていただきます。

【山下主事】 よろしくお願ひします。資料は、事前にメール及び郵送で送らせていただいたものと同じですが、1部ずつ机の上に置かせていただいております。

まず、一番上が本日の会議の次第になります。2枚目が一枚紙の第二次環境基本計画の構成、それが資料1になります。それから資料2として、左上のホチキスどめの第二次逗子市環境基本計画（案）の第4章の部分の抜粋がございます。皆様、机上のほうにはございますでしょうか。よろしいでしょうか。資料としては以上です。

【藤井会長】 それでは、審議を始めたいと思えます。議題1の第二次逗子市環境基本計画（案）についてでございます。まずは事務局から説明をいただければと思えます。よろしくお願ひします。

【山下主事】 それでは座って説明させていただきます。まずは資料1をごらんください。こちらは去年度から御提出させていただいているものですが、第二次逗子市環境基本計画は全5章で構成しておりまして、昨年度に第3章までの御意見をいただいているところでございます。本日の審議会では、こちらの第4章、施策の体系と具体的な取り組みについて御意見をいただきたいと思っております。

引き続き、資料2について御説明をいたします。ホチキスで綴じてある、こちらが本日の審議内容の第4章を抜粋したのものになります。会議資料につきましては、先月来から各委員の皆様へ直接お渡しして御説明を一度させていただいておりますので、その時点からの主な変更点等に絞って御説明をさせていただきたいと思えます。

まず、表紙の1ページ目のところに記載させていただいておりますが、計画全体としては次期逗子市総合計画の基幹計画という位置づけから、計画期間を24年間としておるところでございます。しかし、具体的な施策等を検討していくに当たっては、24年間という期間はいささか長すぎるのではないかと御意見を昨年来、審議委員の皆様、それからずしし環境会議、エコリーダーズの皆さんからも御指摘をいただいております。については、理事者、総合計画の関係所管とも協議をいたしまして、特にこちらの第4章については、具体的な施策について記載していくものということでもありますので、第3章までの施策の方向性を踏まえて取り組みを実現していくために、8年間ごとですね、24年間1回ではなく、8年間ごとに見直していくという形で変更させていただいております。市・市民・事業者の役割について、計画に基づく行動等指針を引き続き策定していきますといったところは、従来のものから変わっておりません。ここがまず事前に御説明したところから大きく変更しているところがございます。

引き続き、内容に入らせていただきます。資料を1枚開いていただきまして、2ページ、3ページをごらんください。この節、自然を大切にすまち1、2といった項目等については、昨年来までの第3章までのくくりと同じ形になっております。事前にお配りさせていただいたところから大きく変更したところといたしまして、まずは第1節、自然を大切にすまち1、緑の後の5行程度、この項目についての前書きという形で記載をさせていただいた部分、それから、その下に簡単なものではございますが、市民・事業者・市の中で、こういった形でこの緑に取り組んでいくかというイメージがつけるような模式図のようなものを入れさせていただいております。また、その下に市の役割として、取り組み内容であったりとか、数値を掲げての目標というふうに記載させていただいております。こちらは最初に申し上げさせていただいたとおり、計画については24年という長期的な先だけを見るのではなくて、8年ごとにまわしていくということで、現状と8年後の2022年、平成で言うと34年度の目標という形で記載を変えさせていただいております。基本的には8年後の目標の数値については、空白だったものが入ってきていますが、大きな変更というものは出てきてない。

【印田委員】 もうちょっとゆっくりおしゃべりしてくれない。

【山下主事】 すいません、失礼いたしました。今までのところも、もう一回御説明はしたほうが…。

【印田委員】 いいけど、はっきりと、ゆっくりと。

【山下主事】 わかりました。失礼いたしました。という形で、市の役割の部分大きく8年ごとというところを目指して、目標等を書かさせていただいているというところがございます。このページのつくり自体といたしましては、市の役割、市民の役割、事業者の役割というふうに記載しているという考え方は変わっておりません。

それから、次のページを開いていただいて、4ページ、5ページになります。こちらが事前に配布して伺ったときには入っていなかったリーディング事業という項目になります。昨年度の審議会でもお話をさせていただいておるところではございますが、この環境基本計画については、逗子市の総合計画が来年から新しくなるんですけれども、その基幹的な計画として位置づけられているものでございます。新しい逗子市総合計画の中で、特に戦略的・重点的に取り組むものとして進めていく事業とお考えいただければよろしいかと思うんですが、そういう事業としてリーディング事業を設定しているものでございます。2015年度から22年度、が総合計画の実施計画の期間にはなるんですけれども、環境基本計画の8年ごとの見直しともちょうど重なるんですが、この期間内に積極的に推進して事業の進行に取り組んでいくものという形で記載をさせていただいているものでございます。記載内容については、そういった観点から次期逗子市総合計画の内容をそのまま貼りつけているという形になっております。こちらが4ページ、5ページで、緑の部分については特別緑地保全地区の指定と、それから池子の森の新しい自然公園の整備していく事業という2点を記載しております。

めくっていただきまして、6ページ、7ページが水辺ということで、河川それから海について記載をしているところがございます。つくりといたしましては、緑の部分と同じように、最初に5行の前書きを書かさせていただいて、その後にイメージ図をつけさせていただいているところがございます。同じく市の役割についても、目標を8年後に見据えて記載をさせていただいております。

引き続き8ページ、9ページが動植物になっています。内容については、こちらも同じなので省かせていただきますが、前書きとイメージ図、それから目標年度を記載させていただいているところがございます。こちらの9ページまでが第1節、開いていただいて10ページ目が動植物に連なるリーディング事業ということで、自然の回廊プロジェクト事業を記載させていただいているところがございます。

11ページ目からが第2節の廃棄物による環境負荷の少ないまちで、まずは発生・排出を抑制していく考え方ということで、前書き、イメージ図、市の役割と。めくっていただいて、12ペ

ージがその続き及び市民・事業者の役割というふうが続いております。

13ページからが再生利用・リサイクルになりまして、前書き、イメージ図、それから市の役割、めくっていただいて、14ページに市民・事業者の役割となっております。

15ページにリーディング事業といたしまして、先ほどの総合計画の中に記載されている事業を、そのまま貼りつけさせていただいているというところでございます。

16ページ、17ページが廃棄物の最後の適正処理ということで、環境クリーンセンター等の適切な維持管理の事業について、前書き、イメージ図を追加して記載をさせていただいているというところでございます。

18ページからが温室効果ガス排出の少ないまちといたしまして、まずは18、19が減らすための省エネ活動が記載させていただいているところですね。20、21ページが再生可能エネルギー関係を、安定したエネルギー供給の転換という形で記載をさせていただいております。

22ページからが第4節、最後の節になりますが、暮らしと景観に配慮したまちになっておりまして、まずは良好な景観ということで、前書き、イメージ図、市・市民・事業者の役割と。24ページがそれにひもづくリーディング事業。25ページが暮らしのための基盤整備ということで、26ページがそちらの市民・事業者の役割と。最後27、28ページが生活環境の諸問題ということで、大気・水質の汚染等について記載させていただいているというところでございます。

1つ補足をさせていただきます。現在こちらの第4章の内容については、環境基本計画の中にも位置づけを記載しておりますが、しし環境会議、エコリーダーズ会議のほうにも意見照会をしているものでございまして、各部会から御意見を事務局にいただいているところでございます。事務局で、いただいた意見の内容について精査をさせていただいて、関係所管と調整中があります。なので、こちらの今お示ししているものについては、市の事務局及び庁内の調整をしている案ということで、この次回の審議会、9月末から10月ごろと考えておりますが、そちらのほうでは今日この後、審議会の委員の皆様からいただいた御意見、それからしし環境会議からの御意見というところを踏まえまして、修正したものをまた御報告をさせていただければと思います。つきましては、本日の審議会においては、事務局案であります本案について、審議委員の皆様から御意見を種々いただければと思います。よろしくお願いいたします。

**【藤井会長】** はい、どうもありがとうございました。ご説明にありましたように、本日は第4章、施策の体系と具体的な取り組みについての審議ということになります。それから、今ざっとフレームだけを御説明いただいたわけですが、多分事前にこの資料は皆さんのお手

元に届けられ、お読みになられたかと思えますけれども、その辺も踏まえて、いろいろと御意見をいただきたいわけです。それで、24年間という長い施策案ですけれども、今も説明がありましたように、8年ごとに見直しということで、これは固定されたものではなくて、逐次必要に応じて見直しされていくことになろうかと思えます。

ところで、きょうは非常に暑く、ここは良い天気ですけれども、皆さんもご承知のように、九州などいろいろなところで、ひどい水害が出たりして、気候も非常におかしくなっている。こういったものは結局、今まで地球温暖化問題など、いろいろな問題が言われておりましたけれども、本当にそうかまだはっきりしないという意見もありますけれども、原因の一つであるかもしれないとも考えられます。そういった状況を考えてみますと、これから先、環境の問題についても非常にドラスティックに変わっていくだろうということを、あらかじめ考えれば、この長い、24年間、このとおりにいくかどうかわかりません。しかし、そういったことを念頭に置いた上で、やはり計画に盛り込んでいくことが必要ではないかと思えます。、委員の方々におかれましては、その辺のところも十分に御配慮いただいた上で、建設的な御意見をいただければと思います。

それでは、そういったことで、まず第1節から第4節まで、これ全体ですと意見がばらばらになりますので、第1節で先ず御意見とか見直すべき点などをいただいて、それが終わったら第2節というように区切って審議させていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

それでは、自由にいろいろと、こんなことを言ったら恥ずかしいとか、こんなことを言ったらみんなに嫌われるんじゃないか、そういうことは抜きにして、ざっくばらんに感じたことを御意見としていただければと思います。それでは、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは最初で、私も一通りざっと目を通してきたつもりなんですけれども、まず2ページのところで、ここにはイメージ図があるんですけれども、その前に何か御意見ありますか、その前の取り組みは、1ページです。何か御意見があるようでしたらどうぞ。

**【進藤委員】** この文章のことなんですけれども、上から4行目の24年間変わるものがない、目指す将来像というのは、これは校正ミスだと思うんですけれども、変わるものがないのでいいんでしょうか。まず。ということが疑問が出ました。強いて言えば、変わるものがないというのを、今よりも悪化させないとか、そういう方向で環境を守っていくべきことだと思うので、そのあたりを検討いただければと思います。

それから、下の図なんですけれども、第1章、第2章ときまして、ここが第4章だという意

味で、第4章を省いてあると思うんですけれども、ちょっとわかりにくいので、ここも第4章を入れて色を変えとか、そういう形にさせていただくとわかりやすいと思います。

【藤井会長】 24年間変わることがないか。そう言われるとちょっと躊躇しますが、このところ、何か良い工夫が、どういうふうな言葉がいいのか、ニュアンスは把握していただきましたか。

【山下主事】 今、1回つくった目標を24年間変えずにということで書いているんですが、ちょっと誤解を招きやすい表現かと思いますので、ちょっと書きぶりは事務局のほうで検討させていただきます。

【藤井会長】 それで第4章、このところに項目だけ入れて、そこはちょっと色をつけるとか何か工夫してくれと、こういうことですね。

【森川次長】 表に関しては、ちょっと見にくいんですけれども、1章、2章、3章、5章ときていますけれども、その下の違う表が、第4章になっているんですね。ですから、順番で言えば第1章、第2章、第3章、第4章、それから第5章とくれば、ちょっとわかりやすいのかなど。その辺の位置が。これはもう少し考えます。

【印田委員】 私も今、おっしゃいましたように、24年間ってどういう意味なのかなど。私はとてもおりませんし、8年間もおりませんね。そういうところを考えると、24年も先のことは実現するのかなど、びっくりいたしまして、24年間の区切りってどういう意味なんだろう、教えてください。どういう数字でこういう数字が出たのか。8年たつと正直言うと市長さんもかわっていますよね。その次のまちづくりの、8年というの。

【森川次長】 基本的に24年間というのは、今、同時につくっています市の基本となる計画の新総合計画、これが24年間になります。その下に続く基幹計画として、環境基本計画、それから生涯学習プランと福祉プラン、そういう3つの基幹計画があります。今審議しているのも、その3つのうちの1つの基幹計画ですね。ですから、その下に個別計画がつくんですけれども、基本的には新総合計画の24年間。

【印田委員】 24年というのは、どういう数字で24年という数字が出ているのか。私も素人ですからわかりませんが。

【田戸部長】 そもそも論になってしまいますが、今、次長のほうが申し上げた総合計画については、今までまちづくり基本計画と逗子の総合計画という2つがあったものを、一緒にしようということから起こっています。そのまちづくり基本計画が平成19年にですね、そこから30

年先の計画をつくっていたというところで、今回そのまちづくり基本計画自体を総合計画に取り込むというところでは、計画の終着点はまちづくり基本計画と合わせようということが発端です。ですので、総合計画が今つくられようとしているのが24年先です。というところから、基幹計画として合わせるという形で24年という数字が。

【印田委員】 一番最初の24年と決められたときの市長さんって、どなたでした。

【大澤副主幹】 現平井市長が。

【印田委員】 今の平井さんが市長のときですか。

【藤井会長】 24年という期間が問題じゃなくて、基本的な姿勢というか、時間たつことでころころ変わるようじゃ困る。基本だけはきちっとしておきましょうと言うことです。それはむしろ絶対に動かさないということではないけれども、幹はしっかりしたものにしましょうという考え方なんです。そうですね。

そのほかにございますか。それでは、次の2ページに進んでよろしいでしょうか。次に、2ページですけれども、このイメージ図ですが、このところの線で矢印のついているものと、ついてないものがありますが、この辺のところの考え方を教えてもらえますか。

【山下主事】 表現の仕方でわかりにくいところがあって申しわけございません。基本的にはすべて市・市民・事業者さんが主体となって行動していくということで、矢印が行動する先になっていまして、例えば右下の適切に整備というところは、市として緑地や公園を適切に整備していきますよという矢印になっています。その上の協働による維持管理（里親制度）というのは、市民と市の両方から矢印が発射して、緑地・公園に向いているという形で線を引いているところです。

【藤井会長】 この線を引いているというのは、矢印はいらない。ただ、これは関係しているという意味で。

【山下主事】 これは一緒に、視点が市と市民、両方からスタートして、一緒になって緑地・公園に向かって矢印が向いているという表現なんです。

【藤井会長】 結局は協働による維持管理で緑地部分にその影響が及ぶ、そのための矢印であると、こういうことだそうです。そうすると、以下同様にして、そういう意味で見ていってくださいと、そういうことですね。

それで、市と緑地…その下の大きな枠のところでのこの線はどういうことですか。

【山下主事】 そうですね、地域性緑地であったりとか、いわゆる家を建てるときには何平米

木を植えなさいとか、そういう規制等をやったりとか、逆に新しく生け垣を設置する場合は苗木を配布しますよといった、市のほうの中の規制、それから助成制度を設けて、この矢印の先の開発に伴う新規公園の設置であつたりとか、民間の持たれている、個人の方が持たれている緑地というのを守っていくという方向を目指しているということで、矢印を向けさせていただいているところでございます。

【藤井会長】 市民と事業者が協働して、結果的には緑地、公園というところにその影響が及びますよと、こういう見方ですね。

【山下主事】 そうです。

【藤井会長】 皆さんそれでおわかりいただけましたか。ほかのところも出てきておりますので、そういう見方ということで。

【中津委員】 ちょっとそれで。ついでに。これ、やっぱりわかりにくいですよ、この図。無理やりこれ、DTP上こういうラインでそろえようとしているんですけど、何かもうちょっとこっち側に正方形で、もうちょっとこういう感じで集めて、ともかく市民と市と事業者がトライアングルになるというか、その中に、真ん中に緑地があつてみたいなイメージにしたほうが、目で追うときに見えやすい。何かちょっとその辺のDTP、調整したら、このイメージ図も大分よくなるんじゃないかなという気がします。

【大澤副主幹】 今いただいた御意見というのは、上段に書いてあります5行の文章のほうを半分側に書いて、残った半分で正方形…。

【中津委員】 こういう形で。

【大澤副主幹】 3者は、市民・事業者・市という3者がおりますから、この3者のところが横に長い図面だと非常にわかりづらくなっているので、半分半分にすることによって、ほぼ正方形になってきますし、そういった調整のほうはさせていただいて、もうちょっとわかりやすい工夫は、事務局のほうでまた御提案したいと思います。

【藤井会長】 事務局は理解が早いので、おわかりいただいたようです。それではほかのところもそのように直していただくということにいたします。

それでは2ページで、そのほかにご意見ございませんか。はい、どうぞ。

【進藤委員】 最初の記述なんですけれども、この前は一番最初に市民と、市民にかかわることが書いてあつて、次の段落に市のやることというのが書いてあるんですけれども、ほかのところを見ると市のやることが上にきていて、市民がやることが2番目にきているところが多い

んですが、このあたりは統一していただけるといいと思います。

【藤井会長】 統一されてなかったですね。ばらばらでしたよね。

【進藤委員】 一応、市がきて市民がくるのか、市民がきて市がくるのかというのを統一していただきたいというふうに。

【山下主事】 前書きの5行の部分ですよね。書きぶりで、最初に市による設置や整備だけじゃなくて、市民さんの協力が不可欠ですと書いて、最後にもう一回、市が出てきちゃっているんで、ちょっと順番がわかりにくくなっているんだと思いますので、そこはほかのページとの体裁も考えながら、もう一回事務局のほうで再度確認をさせていただきたいと思います。

【進藤委員】 ここの2行目の市民・事業者による開発等に伴う新たな公園の設置とあるんですけれども、これは開発等のときには義務づけられているんでしょうか。それとも自主的に公園設置という形になるんですか。

【山下主事】 あまり専門的な話は避けますが、開発の手続を要するような大規模なものになりますと、公園の設置が義務づけられてきます。

【進藤委員】 そうですか。わかりました。この点もちょっとわかりにくかったんです。

【藤井会長】 それでは3ページのところですけども、表の一番上のところに市街地の緑の創造とより安全な避難場所をつくるため云々という文言がありますが、僕の意見では、避難場所をつくるため、その場所に至る経路も含むという文言を追加したらどうかなということです、避難場所を緑化することになっているけれども、そこに至る道すがらも含めて緑化をするということも検討してほしい。その場所に至る経路を含む避難場所、云々と、こういうふうな文言を入れたらどうかというふうに感じました。

それから、2番目のところの公園の整備、維持管理というところで、その真ん中で、「アダプトプログラム等による市民協働による管理を推進する」と。また「市民の参加により里山の再生と活用を図る」と、書いてあるわけですけども、この実施は具体的には緑政課が中心にやるんでしょうが、ボランティアのポイント制度みたいな方法で、市民が自主的に参加しやすいような方法を盛り込むというか、そういったことがあったほうが、よりみんなが楽しんで積極的に参加するだろうなということで、そういった制度の導入もやっぱり考えに入れておいてもらいたい気もしました。これは参考として。

それから、2022年度の目標のところの、2-1で、（仮称）池子の森自然公園の整備を完了すると書いてある。それで、ここのところですけども、池子の森を防災対策拠点的な性格を

有する自然公園としては。なぜそんなことを言うかということ、前にも申し上げたと思いますが、集中豪雨とかか、津波の問題もありますけれども、そういった災害に対してどう対処するか、単に今までみたいなイメージで、公園は遊び場みたいな感じだけでとらえていいのか。僕としてはやはりそのところに対しては、いざというときには拠点的な役割を果たすようなものにしなければいけないという考え方がありますので、ここの書きぶりとしては、池子の森を防災対策拠点的な性格を有する森林公園として整備を完了するとしたらどうかなと思いますが、いかがでしょうか。これは私の私見ですけど。

【印田委員】 お聞きしたいんですけど、池子の森って、進駐軍の、米軍基地のところですよ。まだ全権が私ども逗子市には戻ってないでしょう。そして、希望として持っているだけでしょう。実際、国に働きかけたとしても、くださらないじゃないですか、あの公園は。それなのに公園を非常に期待していたわけですよ、みんなが。みんなが期待していますよね。だから、ここのところでこういうふうになんてちゃんと整備するって、そんなあれは全然完了してません状態なんですよ。現状というのは、いつになるかわからない話ですね、お話は。希望であって。だから私、ずっとこの池子の森公園って、随分しっかり書いてあるけど、大丈夫かなと思って、正直思いました。なかなかくださらないんじゃないの。

【森川次長】 池子の森自然公園、仮称ですけども、まだできておりません。それはなぜかといいますと、国との交渉ですけども、米軍家族住宅の敷地の一部、40ヘクタールを共同使用という形で…。

【印田委員】 いつからですか。

【森川次長】 それはまだ未定ですけども、時期は明確にはお示しできませんけれども、近々のうちには共同使用になるということで、これ、政治的なお話で申しわけないんですけども。

【印田委員】 ですから、市民が随分期待していることですよ。

【森川次長】 基本計画はできておりまして、これは公園として利用するのであれば、共同使用は大丈夫ですということまでは約束いただいていますので、土地自体は国のものです、基本的に。それは変わりません。それを共同使用という形で、40ヘクタールですね、自然公園として整備して、市民の皆様には開放するということは、これは基本的な計画はもうできております。ですから、時期は今では申し上げられませんが、近々のうちに、年内か年明けぐらいとかね、そんなスパンの間では、強く公開されるようなスケジュールになっていますので、そこで

書いているということになります。

【藤井会長】 確定しないことは書けないというんじゃなくて、希望があればアクティブにこっちから、働きかけるというような、だれかがしてくるまで、じっと待っているわけにいかないものね。

【印田委員】 随分昔からね、あの問題はしていますし、決して急ぐんじゃないんですけれども、非常に楽観的に考えられないですよ。

【藤井会長】 そのうちに津波でも来たら、それは大変ですよ。

【印田委員】 すぐ池子の森ができるような、うそだと思うんです。なかなかできないんじゃないですか。

【田戸部長】 補足ですけれども、今、次長が言いましたように、全面返還というのは確かに今後かなり時間かけなければ無理だろうというふうに思うんですけれども、40ヘクタールの共同使用というの自体は日米合同委員会でもオーケーという合意が出てますので、あとは実際にどう使うか、現地協定ですとか、そういった細かい細部を政治的な交渉を今している段階の中で、一度市民の方全員には 基本構想の絵をお示ししている中で、今この関係で、もう実際の中で自然環境の調査ですとか入っておりますので、近々早い時期に、少なくとも手前にある運動施設のほうから開放していけるというようなのは、ある程度、現実的な話として申し上げられる状況にはなると思います。ただ、あくまで国、米軍との最終的な協定を結ばなければいけませんので、時期ということを上申することだけは、この場所では申し上げられない。

【藤井会長】 それはわかります。しかし、市民はどういうふうにしたいのか、市民ひとり一人が、やはり将来像を描かなければいけないし、市民は声を上げなければいけないと思いますよね。いつ何どき、今の政治だって、ずっと、このままでいくかどうかわからないんだからね。だから、やはり主権在民ということで、もし盛り込めるようでしたら、御検討をお願いしたいと思います。

それから、事業者のところ、商店街や駅前など、花や緑を植えますとあります。小さい植物を植えるのもいいんですが、そのほかに街路樹の充実促進にも尽力するぐらいのことも入れて頂いて、できるだけ街路樹も充実させていくということも入れておいてほしいという感じを受けました。

そのほかに何か御意見ありましたら。

【進藤委員】 2番の公園の整備、維持管理のところ、市民の参加により里山の再生と活用

を図るとあるんですけども、今、里山がどこを指しているのか、そういう具体的なものが全く伝わってきていないんですね。それで、その下に市民の役割で、名越緑地などにおいて云々というのがあるんですけども、ここに地域の緑地・公園についてのイベント、下草刈りなどの体験イベントなんかを行いというの、これと連動しているのか、それとも別のところに示しているのかというのがわかりにくいし、今、全国的に里山保全というのがそういう各自治体でかなり一つの項目として上がっているの、このあたりを名越緑地の件で具体的にお尋ねしたところによると、やはり近隣の住民の方たちなんかのことがあるので、車等の進入とか駐車場の件について、公園という位置づけで、あそこを今、全面的に出すことがまだ難しい現状だということがお聞きしたんですけども、一番やはり里山という言葉を知ると、名越緑地ということが浮かぶので、そのあたりをもう少し具体的に盛り込んでいただければと思います。

【藤井会長】　じゃあ、例えばどここの場所にというような、そういったことを入れてくれと、こういうことですか。

【進藤委員】　そうですね、これじゃ当然です。

【藤井会長】　表の中で、市民の役割のところに入れればいいわけですか。

【進藤委員】　どちらかに入れていいと

【藤井会長】　それは可能ですか。

【山下主事】　今、市民の役割のところの書き方については、昨々年度ですかね、委員の皆さんに御審議いただいた行動等指針の言葉を使っているところと、この市の役割については総合計画を使っているところで、ちょっとその言葉のニュアンスがわかりにくく、整合がとれてないという御指摘だと思うんですね。当然、この市の役割の里山というのは、都市公園でもある名越緑地をイメージして書いている記載でございますので、ちょっとここは同じ環境基本計画の中なので、統一した表現になるように、事務局のほうで考えさせていただければと思います。

【藤井会長】　ほかに。

【中津委員】　ちょっと確認をしたいんですが、ここも、ここに限った話ではないんですが、施策の方向がまずあって、ここでもっていわゆる大きく目指すところというのをまずぱっと示して、その後、具体的な取り組みのことで、具体的にこういうことを、これを実現するためにやっていきますよという構成だという理解でよろしいですね。そうしますと、例えばここに関して言うと、施策の方向のところ、緑政課さんのことしか書いてない。でも、実際にはこ

れ、まちづくりに関しては非常にリンクする話で、まちづくり課さんとしては、じゃあどうい  
うことを目指しているのかというのが、ここであってしかるべきかなという印象を受けました。  
まずそれが1点と、あと具体的な取り組みのところ、例えば3ページ目の頭の部分、安全な  
避難場所をつくるためにというものが出てきていますけれども、これがこの施策の方向のほう  
には全く言及されてない。ここで自然と安全の話というのが出てくると。そうすると、これも  
整合をとろうと思うと、やはり最初にそういう方向もあるんだよというのは見せておいたほう  
がいいのかなという印象があったりですとか、ちょっといろいろごちゃごちゃ言って恐縮です  
けど、逆に施策の方向のほうでは、小さいポチ2つ目では、自然観察活動の支援ですとか、意  
識啓発ということが述べられていますが、それに対する具体的な取り組みというのがどこでも  
触れられてないというような、ちょっとこの目指すところと取り組みの間に、ちょっと不整合  
が随所にかいま見れますので、そこら辺をもうちょっと追記といたしますか、ここが抜けている  
ねというのを、もう一回確認されたほうがいいかなという印象を受けました。以上です。

【藤井会長】 どうもありがとうございました。それでは、次、4ページのほうに移ってよろ  
しいでしょうか。4ページのところで、まず、四角の中で、「市街地を取り囲む緑豊かな樹林  
地を将来にわたって保全するため、特別緑地保全地域に指定する」とあります。しかし、どこ  
を特別緑地保全地域に指定するのか。

【印田委員】 私なんかも知りたいですが、4カ所とか3カ所とか書いてあるのは、どこのこ  
と、具体的にどこどこと言ってほしいな。ただ ですよとかと言われたのでは、わからない。

【森川次長】 特別緑地保全地区に関しましては、緑の基本計画にエリアどりをしておりまし  
て、22カ所ぐらいあります。

【印田委員】 22カ所ですか。

【森川次長】 記憶で申しわけありません。その中で、重要な市街地に残された量が保全すべ  
く、今、事業を進めているということですね。今までは特別緑地保全地区の指定はありません  
ので、新たにこういう形で

【印田委員】 3カ所だの4カ所だの、書いてあるでしょう。どこのことを言ってるの。

【森川次長】 ですが、これはですね、場所を特定しますと、開発圧力にさらされるわけなん  
ですね。それはなぜかという、特別緑地保全地区に指定しますと、これ、地権者の同意が必  
要ですけれども、宅地等開発は一切できなくなる形になります。そうしますと、それをお持ち  
の事業者さんは開発計画を立てます。そうすると、市がそれを拒否というか、許可しないわけ

ですよね。特別緑地保全地区に指定すると許可しません。そうするとどうするかというと、買い上げになるんです。土地の買い上げ。そうしますと、市が財政支出をしなければいけないという形になります。ですから、場所を例えば久木の何丁目地区にやりますと言った途端に、その指定するまでには相当な期間がかかりますから、開発圧力にさらされる。そうすると、事業者が、あそこは特別緑地保全地区に指定されるんだなという条件が出たら、民地を買うわけですよね。そして、そういう事態も起こり得るということです、なかなか特定の地番は、何丁目まで表記できないという事情がありますので、申しわけありません。

【印田委員】 不思議だなと

【藤井会長】 それでは、このところ、保全するため「樹林地を」という文言を入れたらどうですか。文章としてはわかりやすい。樹林地はどこか分らないけど。そうすると文章としては、まあおかしくない文章になる。だから、保全するため、樹林地を特別緑地保全地域に指定すると。

それから、2019年度から2022年までに制度設計の見直しという、この制度というのは、税制も含むわけですか。それとも税制は含まない。例えば、僕の住んでいる町田市でも、税金には、土地への税金があり高くて、もちこたえられなくて、手放す。そこが開発されるということになるものですので、そういったことも含めると、制度設計の中に税制も含む制度設計の見直しということに、やり過ぎかどうか知らないけど、どうでしょうか。

【森川次長】 特別緑地保全地区の指定をされますと、相続税の評価がたしか8割減になるということも明記されていますので、そういうのも含めた手続をしていきたい。あと、市税のほうもございますので、それをどうするか。そういうのも含めて考えております。

【藤井会長】 そういった文言、もしあるようでしたら、入れておいたらどうですか。4ページについて、ちょっと時間をかけ過ぎましたが、いかがですか。

【進藤委員】 今のところに関連してなんですけれども、最初の2ページの施策の方向で、具体的な取り組み方法を見比べると、保全に関するのは1で出てきていまして、それから維持管理に関するのは2で出てきているんですけれども、施策の方向の一番下の都市計画手法による維持、緑地化を適切というのに関しては、具体的な取り組みでは、3で出てもいいのではないかなと感じたんですけれども、今の事業制なんかに関して、これはどうして出てなかったんでしょう。

【田戸部長】 今の御質問の内容がちょっと。

【進藤委員】 すいません。施策の方向で、緑の保全に努めるとかというものに関連して具体的な取り組みで、2ページに緑地の保全に取り組み内容が書いてあると思うんですよ。それから、2番目のポチですか、公園・緑地の維持管理を市民等と協働するとか、このあたりに関しては2の公園の整備、維持管理に具体的な取り組み内容などが書かれているんですけども、3番目の都市計画手法による施設整備を適切に運用しということに関しては、具体的な取り組みは書いてないんです。

【田戸部長】 申しわけございません。ちょっとわかりにくい表現かもしれないんですけども、3ページ目の例えば1-2と1-3でございます。先ほどリーディングでも出ました特別緑地保全地域、これもそうですし、1-3の歴史的風土特別保存地区というのは、ともに都市計画法に基づく手続を経ないと指定できないものなんですね。ですので、ちょっと施策の方向のポツが3つある中で、その3つ目というのが必要になってくるんですけども、当然保全の中の手法の一手段として、都市計画法にのっとった手続も行って、さらにやっていくという話で書いているということで御理解いただきたいなと思うんですけど。

【進藤委員】 これも緑政課の中の事業なんですか。

【田戸部長】 はい。

【藤井会長】 それでは次に進んで。ほかによろしいですか。それでは、次に5ページですけども、どうでしょうか。開園に向けての整備ということで、メインエントランス、トイレ、駐輪・駐車場云々と書いてあるけど、このところのトイレで、できればトイレには、雨水利用型ぐらいの感じの文言を入れておいてもらったほうが、これからはトイレぐらいの水は雨水で十分なわけですから。入れなくてもいいのかわからないけど、括弧してそんなものを入れておいたらどうかと感じました。

【中津委員】 それと、細かいんですけど、その下にプレイリーダー詰所と書いてあるんで、正確にはこれ、世田谷がやったのはプレーリーダーです。世田谷のオリジナルをまねするのであれば、プレーリーダー。逗子はこれでいくなら。僕らから見ると、ああ、知らないんだなと

【山下主事】 すいません。私の最初の御説明で、いささか不足しているところだったと思うんですが、こちらのリーディング事業については、実はこの環境基本計画の中でというよりも、別の総合計画の中で書いてある内容を抜き出ししてお示ししているところになりますので、いただいた御意見についてはそちらの総合計画のほうの所管のほうにお伝えをして、環境

基本計画を審議している中で、こういう意見もあったという形で調整等を図らせていただければと思います。ちょっとそういった前提で御意見を賜ればと思います。すいません。

【中津委員】 ちょっと細かいんですけど、5ページ、6ページ、両方頭にリーディング事業というふうに入っているんですけど、なぜ両方にあるんですか。

【山下主事】 各項目の上に入れていただけたということで、また今、このリーディング事業の入り方も、各項目の後ろについているという形がよいのか、それともリーディング事業というのだけまとめて、ほかの形に出したらよいのかというところも事務局のほうで悩んでいるところではありまして、わかりやすくこのページはリーディング事業だよということで、各ページの上にはつけておるんですが、その記載の方法については、御意見いただきましたので、また事務局のほうで考えてみたいと思います。

【藤井会長】 5ページのリーディング事業、これ、いらないと思うね。続いていると思うんですね。

【印田委員】 ちょっとお聞きしたいことがございます。よろしいですか。5ページ目、一番下のところの数字ですね、お金のところ。幾ら日本語でも、易しい言葉で言っていただけませんか。827500千円ですね。これ、何のお金ですか。

【藤井会長】 千円単位。

【印田委員】 何の金額ですか。

【森川次長】 内容ですか。

【印田委員】 何のためにこういうお金を、何のお金。

【森川次長】 ですから、このリーディング事業にかかる経費を計画事業費ということで記載している。

【印田委員】 それは今の時点で予測されているわけですね。

【森川次長】 そうです。

【印田委員】 そうですね。ちょっと悪いけど、私、こういう数字、読めないんで、これ、何億…8億ですか。そのお金をこの事業のために必要ですとおっしゃっている。そうすると、ほかの部分のところもそうですね。下のほうにもお金書いてあるところはそうですね。

【森川次長】 ですから、前の4ページに関しましては、589万。

【印田委員】 じゃあ、この8億というお金は、どこから出るんですか。どこからって、どの程度の、年度の予算が予定していらっしゃるんですか。

【森川次長】 今はこれ、参考で書いてありますけれども、平成27年度から平成34年度まで。

【印田委員】 その間に、このくらいのお金があれば、この工事ができますよということなんですか。

【森川次長】 ちょっと細かい話になりますけれども、この池子の森自然公園の整備事業に関しましては、その真ん中にメニューが書いてあります。課題に向けた整備として、メインエントランス、アーチェリー場の整備、それから子ども広場、いろいろ書いてありますね。これに呼応して、計画事業費として8億2,750万円かかりますよということですね。

【印田委員】 それは予測されているわけですね。こういう事業をするには、このくらいかかるなんて思っていらっしゃるんですね。

【森川次長】 先ほど申しましたとおり、この池子の森自然公園整備事業に関しましては、基本計画までつくってありますので、基本計画の中で予想される施設を当然ピックアップしておりますので、その中で概算費用を出しているということだと思います。

【印田委員】 よくわかりました。私は全くわかりませんので、こういうふうにしてお金出されたお金というのは、どういうふうに計上、予算で、市議会に出されるんですか。それとも市議会に承認して、こういう事業が起こったら、これだけお金いりますよと。このお金はどこから出るんですか。どこからという失礼な言い方してますけど。

【森川次長】 予算の話はですね、基本的には当初予算というのが4月から年度が始まりますので、その前の議会、基本的には2月、3月に議会が開かれますから、そこに来年度の予算として計上して、提出するわけです。それで、議会の中で審査を受けまして、議決を得て新しく、議決を得た後、4月から執行できるという形になりますので、具体的な予算に関しましては、例えばですよ、この中で言うとメインエントランスの工事をやる場合は、この工事に関しては幾ら幾らかかりますということで、詳細に議会に説明するわけですね。そこで審議していただいて、最終的に議決を得て予算執行ができるといった形になります。財源のお話はいろいろありますので、税金とか補助金とか交付金だとか。

【印田委員】 わかりました。あちこちにお金を書いてございますのは、この事業をする場合、このくらいのお金がかかりますよ、それともかかりました、どっち。

【藤井会長】 「かかりますよ」です。まだ計画ですから。

【印田委員】 そうですか。よくわかりました。

【藤井会長】 それでは、6ページ、水辺、これについてですけれども。海岸の維持管理のと

ところで、3つの項目が具体的な取り組みとして書いてありますが、逗子では海岸で拡声器で大きな音を出し、お酒飲んだり云々というのは、やめましょうという規制をしたそうで、僕はよかったですと思います。大きな音で、がんがんやられたんじゃ、環境も悪くなるし、鎌倉のほうは大変らしい。そのことも含めて、こここのところに、具体的な取り組みとして、もう1項目入れていただく。やすらぎを重視する健全・健康的な環境整備を推進するというようことで、入れたらどうかなと思うんですが。もう一度ゆっくり言います。「やすらぎを重視する健全・健康的な環境整備を推進する」というようなことで、やはり逗子市の特徴を出していったほうがいいかなと。検討してみてください。

そのほかに何かありますか。はい、どうぞ。

**【進藤委員】** 前、一番最初の前書きのところの4行目なんですが、県や市による河川親水設備の整備とありますが、これ、河川だけじゃなくて、海岸、海のほうという計画があれば、これも入れてほしいと思います。

それから、今、藤井先生のお話に関連もあるんですけども、逗子の海というのは、もともと健康増進とか予防医学の点で明治時代に注目をされて、外国人とか老人とかが別荘を建てたという経緯があります。それを、歴史的なことを風化されているような、一番のポイントでも、重要なポイントでもあると思う。ドイツからベルツ博士が来て、海洋性の気候がこのあたりを、明治の10年代に来て視察をして、それで御用邸が建ったという経緯もあると思うし、あと鎌倉に海浜という日本で最初の海洋性の健康を維持する病院、保養所になったんですけども、あと、あのあたりの海岸の旅館も海水を健康維持のために取り入れるということをやっていたし、平成の最初の8年、9年まではまだ海水を使った温水施設が、海辺の今、マンションになっているところにあったわけなんです。それを全く忘れてしまって、海水浴だけじゃなくて、もう少し海洋性気候を利用した、今一番問題になっている予防医学的なものの適切な地域だという、今、藤井先生がおっしゃった、やすらぎを重視する健全・健康的な環境ということにも絡めて、そのあたりを盛り込んでいただければ。予防医学と健康増進なんですけれども、検討いただければと思います。

**【藤井会長】** それでは、時間が押しておりますので急ぎますが、7ページ、いかがでしょうか。この一番上の段のところで、「親水性を向上させ、子どもたちが遊べる市民の憩いの場とする」ということが書いてあります。これでもいいんですけど、例えば「具体的には何を指すか」というと、河川に沿う遊歩道の整備とか、ベンチの設置、手洗い所の配置、そういったも

のが当たるかと思いますがということで、そういったものも具体的に入れておけば、もっとわかりやすいという気がしました。

そのほかに何かございますか。はい、どうぞ。

【中津委員】 先ほどの進藤委員の話とちょっと関係するんですけど、このページ、せっかく水辺の話として河川から海までで包括して、河川、海と水道ですよ、上下水道ですとか全部包括するという、何かもうちょっと包括した上の概念として生態系があるとか、健康都市があるとかというふうなイメージをちょっと出すようなフレーズ、もしくはページも整備したほうがいいかなという気がしています。これぐらいの人口で、これぐらいの狭いまちで、役所の行政上いろいろ河川とか海とか上下水道とか、全然別の部署だとは思んですけど、何かそれをつなげる概念として生態系に親しむとかですね、何か としてこういうふうにネットワークを組んでいるとかというふうにわかるようにしたほうが、もっといいかなという気がしました。せっかく水辺（河川・海）、ここに本当は水道というのを入れたほうがいいのかという気もしますけれども。

【太田委員】 今の中津先生のお話とちょっと関連するけど。ちょっと私もそれ、申し上げるべきか、ちょっと大きい話になっちゃうので、迷っていたんですけど、具体的な取り組みのほうは海・川・下水という、要は所管で区切られちゃっているんですが、でも、本来あるべきは、そうじゃなくて、何を目指すかというのがあった上で、じゃあ水質保全のためにはこの部局では何をしましょう、この部局では何をしましょう。生態系保全のためには、ここでは何をしましょうというふうな組み方の問題なのかなと。ここをうまく組んでいけば、今おっしゃったような生態系の話とか、そういったものもうまく整理して、上位概念として受けられるんじゃないかと思いますので、ぜひ御検討をお願いいたします。

【中津委員】 本当は部局間の連携を推進するとかいうフレーズが欲しいなと思っているんですけど。

【大澤副主幹】 構成は、総合計画にはある程度倣っている部分もちょっとあるので、そこでの調整はちょっと前提で。ただ、いただいた健康ですとか生態系というところは、取り組みとしてはやはりもちろんございますので、そこで、どこにこの計画の中に盛り込めるかというのは、ちょっと検討してまいりたいと思います。

【藤井会長】 印田さん、どうぞ。

【印田委員】 はい、すいません。河川のところで、よく、この前も会議のときにも出ていた

と思うんですけど、ごみでは割とボランティアの方がたくさんお出かけになって、きれいになさってくださいんですけど、川については有志の方々がボランティアの形でお掃除をしてくださることが年に1回なんですよね。出すんです。だけど、あれだけの川をちゃんと管理するには、年に1回だけでは足りないんじゃないかなと思うのと、もう一つは、ボランティアにすべてを頼むという姿勢は違うんじゃないか。もっと逗子市の河川関係の方々がお人を雇ってでもきれいにするというのがお仕事の一つなんじゃないかなと私は思うんです。ボランティア、ボランティアとおっしゃいますが、あの川へ入るのはかなり勇気がいりますね。破傷風にかかるんじゃないかとか、けがするんじゃないかとか。ボランティアに任せてはいけないんじゃないかなと私はずっと常々思っておりまして。それと、年に1回ですよね。1回だけ河川、ずっとお掃除なさっているけど。あれ、いい川ですから、もう少しお金かけてくださっていいんじゃないかなと思っておりますけど、いかがでしょうか。

【藤井会長】 それはね、ボランティアで。

【印田委員】 ボランティアがかわいそう。

【藤井会長】 何でもね、結局は税金なんです。

【印田委員】 もちろんそうですけど。

【藤井会長】 だから、その辺のところを市民の方、どういうふう考えるか。

【印田委員】 けどね、すいません、例えばあそこへ川を一日清掃するとしますね。結構けがするんじゃないかなとかね、怖いなど。私は先にそれを思いますね。

【藤井会長】 やるからには、やはり安全で

【大澤副主幹】 ボランティアについては保険がもちろんあるんですが。あと、市の管理上においては、御指摘のようなことというのは当然にやるんですが、ただ、やはり予算上に限りがある関係で、手が届かないところを。

【印田委員】 もうちょっとはっきり言って。

【大澤副主幹】 何だろうな、予算上があるので、どうしてもお金が十分手が届かないところについて、ボランティアさんの御協力を得ながらやっている。

【印田委員】 おっしゃることはよくわかるんですけど。

【大澤副主幹】 計画の中に、やっぱり管理しているんだから、そこが前提であるでしょうという趣旨が、やはりちょっと読み取りづらいということでの御指摘だと思いますので、ちょっとそれも検討をいたします。

【印田委員】 ただ、もしボランティアさんを巻き込むんだったら、ボランティアさんも少し手伝ってあげるといふのかな、ボランティアさんを保護するといふのかな、そういう点がないと。

【大澤副主幹】 一応市民活動の保険とか、出たごみについての御協力とかというところで、やる部分はあるんですが。ただ、そこは難しいところもありまして。それはもう課題として具体的なところで。

【印田委員】 もう少し市がですね、ボランティアにあまり偏っちゃいかんと思うんです。もう少し市も中へ入っていらっしやいませんか。というふうにお願いします。

【田戸部長】 今、河川の話なんですけれども、実は田越川、3つに区分が分かれていまして、上流側へ行くと砂防、東逗子の近くは準用河川、それ以降は海までが二級河川ということで、上下が県の管轄なんです。東逗子のところ、準用河川のところだけが市が管理になっているというところで、それぞれ手分けして、清掃を全くやってないわけではないので、市としてはやってはいますし、護岸工事等も今、県がやっていただいているという状況ですので、その辺はなかなか、どうしてもごみというのを目についちゃうので、やってないんじゃないかなと思われる節はあるんですけれども、今年また田越川清掃行いましたけれども、2年連続でやった結果、かなりごみ量が減った…。

【印田委員】 きれいになりました。

【田戸部長】 はい。ごみ量も減っているという

【藤井会長】 ごみを投げ捨てたりしたときには、罰金を取るぐらいの事をやって、それからボランティアですが、僕はおっしゃるとおり、全面的にそれでやれと言ってるわけじゃないんです。市民の方もやはり当事者感覚を養うということ位は必要なんです。全てあなた任せではね、おれは関係ないという、そういった態度はやはりよくないと思うんです。こういった所に参加するためには、ボランティアもやはり一つの選択肢の一つです。

【桐ヶ谷委員】 僕も田越川清掃は参加させてもらっているんですけど、非常にいいことだと思います。ボランティアがやるということは。ただ、できることとできないことがあるので、例えばアシがわあっと生えているところ、その当日だけで刈り取りをしてということはできませんから、そういうところは行政が参加してもらおう。あとは、開成は中・高…中でしたかね、300人ぐらい参加してもらおうですね。子どもたちがやると、非常に学習にもなることで、川をきれいにするという意識の高揚には非常に役立つと思いますから、僕はボランティア、大賛

成で、やるべきで、ただ、ボランティアだけではできないので、非常に減りましたよ、今年のごみは。

【藤井会長】 それから、多分そういった習慣がついた子は、大きくなってもごみを捨てなくなると思います。そのように教育的な観点もあるので、やはりボランティアは入れておいたほうがいいと思います。

【印田委員】 もちろんですけど、あまりボランティアに任せないで、

【藤井会長】 すべてそれでやれと言っているわけではない。

【印田委員】 申し上げたいというところです。

【藤井会長】 それでは、そういったことで。ある程度の意見は吸い上げられたと思いますので。

【中津委員】 もっとそういうことを考えたら、「憩い」とかという言葉は通常どこの行政でも言うんですけど、もうちょっと何か教育の場として、教育すべきか、協働して、どんどん子どもたちが変わったと言われるような、政策というか教育のカリキュラムであるとか、そういう場にもっと入ることによって、まさか小学校の校庭にごみを捨てる人がいないかのような場所が変わってくる。イメージができるかなと

【印田委員】 でも、随分きれいになりましたね。ちょっと入ってみたいなという気になるんですね。でも、ちょっと怖いなど。

【藤井会長】 それでは続いて8ページ、ここで何かございましたら。はい、どうぞ。

【進藤委員】 施策の方向の、これは全部丸なんで、ポチがないんですけれども、3番目の鳥獣保護及び云々のところで、保護に関する啓発とか捕獲というのがあるんで、その前に調査というのはどうなんでしょうか。

【山下主事】 実際は鳥獣関係になりますと、市単独での調査というレベルでなくなってきましたので、国でしたりとか、神奈川県レベルといったところの調査内容と連携を図りながら、市の中でできる部分を法に基づいて取り組んでいくという形です。

【進藤委員】 調査した上での公表だと思うんですけど、そのあたりが抜けている、そう、手落ちじゃないかなと思うので、わかりやすく、どこかに入れて。具体的な取り組みでもいいですけど、入れていただきたいんですけど。

【藤井会長】 調査の件で、市で調査するというようなセクションはあるんですか。

【大澤副主幹】 調査はないですね。具体的には今申しましたとおり、県の必要なところから

の報告書なんかを取り寄せて、その動向を見るであるとか、それから県と連携、前段に書いてある、市は県等の関係機関と連携してという、このところで必要な情報を得て、それについての取り組み、方向性を決めたりとか、そういった対応で、独自で何か生物多様性について調査をするというのは、生物オンリーでは特にはないです。

【進藤委員】 それ、わかってるんですけど、取り組めない問題ではあると思うんで、概略で、アライグマがどのくらい出るかとか、それによって有害動物か種の保護動物かというのも出てくると思うので。

【森川次長】 それに関連しまして。特定外来生物に関しましては、法律で決まっております、例えばアライグマは神奈川県が防除計画をつくっている。ですから、それは調査に基づいてということだと思いますけれども。いずれにしろ、逗子市だけの問題ではなくて、広域的な問題になりますので、例えば県全体での計画であるとか、三浦半島地区の市町村でつくる計画と、そういうところで計画をされて、取り組んでいくという問題になりますので、市独自で調査をかけるということは、なかなかないのかなと思います。

【藤井会長】 県との連携で。

【森川次長】 国・県との連携して。

【藤井会長】 その動向について把握するという、調査の見方も把握しておく必要があると思いますね。その辺のところの文言も入れておくといいんじゃないかな。

【進藤委員】 動物だけの話で、生物の、生態系の保護のところでも重要だと思うんです。これを保護するか、これを刈ってしまつて。

【藤井会長】 その辺のところ、入れておいてください。それでは、10ページはいかがですか。それでは次の第2節のほうに進ませていただきたいと思います。

【進藤委員】 すいません、10ページあります。リーディング事業の事業名なんですけど、自然の回廊プロジェクト事業とありますけど、自然と歴史というのを入れたらどうでしょう。下のほう、手段のところ、史跡や文化を伝えるポイントというものがあるんですけども。

【大澤副主幹】 意図として込めることはできるんですが、ちょっとこの表現自体は、先ほども触れました、総合計画上での位置づけなので、現状でその表現を変えるということは、逆に総合計画の担当課のほうと相談しなければいけない。

【進藤委員】 それで、さっきそういう御意見があったので、一応伝えておけば。

【大澤副主幹】 了解です。それについては、状況は確認してまいります。

【藤井会長】 命名を変えられるなら、プロジェクト事業の

【山下主事】 これ、もともとはまちづくり基本計画の中で「自然の回廊プロジェクト」という言葉があったので、それを引き継いでいって、それに事業というのを下につけて表現になっているんだと思うんですよ。

【大澤副主幹】 言葉としてはおかしいですけど、ちょっと市のほうの予算取りのときには、一つの計画があったら、それに事業をつけて予算として事業化するという、ちょっと性質があるものですから、それについての御意見を伝えてまいります。

【藤井会長】 それでは11ページのほうに。施策の方向というところの真ん中のところに、生ごみの減量化を進めるため云々と書いてあるんですが、これ、生ごみの減量化と資源化と…資源化やっているかどうかですが。例えば生ごみの資源化では、一つは肥料にするとか、メタンガスをとるとかって、できるかどうかわからない。減量化するというだけだったら、燃やすだけになってしまうので、資源化という言葉も入ったほうがいいのか、そんな感じ

【山下主事】 ここ、もともとは減量・資源化でプロジェクトとしては持っているんですが、たまたま今、構成として、最初に排出抑制で、次の13ページが資源の再生利用というのがありまして、やはり資源化というのを生ごみ進めていくところありますので、再生利用の中で生ごみ処理容器等という形で、ただ、書きぶりについてはちょっと考えは、また整理をさせていただきたいと思います。両方に載せるとかという形で。

【進藤委員】 この前書きのところで「また、市民・事業者が」という4行目なんですけど、ここの部分だけ具体的な、他の項目には、施設には出てきてないんですけど、必要なものだけを購入し、過剰な包装のない、選ぶなどという、具体例がここに出ているので、ここに出すかどうか、検討いただきたいと思います。

それから、施策の方向なんですけれども、家庭ごみ処理の有料化の導入に当たりということなんですけれども、基本計画ができたときは、もうこれ、有料化になっているんじゃないんでしょうか。

【山下主事】 環境基本計画の開始が来年度の4月、平成27年の4月になるんですけども、家庭ごみの有料化は同年の7月…10月なので、計画開始時点ではまだ導入は始まってないです。

【進藤委員】 これが少なくとも8年間続く。

【山下主事】 基本的には8年には一度、必ず見直しをしますので、あとは当然、8年の中に社会情勢が大きく変わったり、環境についての影響が変われば、その都度対応はしていくこと

になるとは思いますが。

【進藤委員】 じゃあ、これはここでということでしょうか。

【山下主事】 4月に、10月から開始するものの書きぶりとして、もう一步踏み込んだ表現ができるかどうかというのは、所管のほうと話をしてみたいと思います。

【太田委員】 1つ目のポチ…1つ目というか、小さいポチ。家庭ごみの有料化導入に当たりというのがまずありますけど、何かこれ、読み方によっては有料化が目的であるかのごとく表現なのでないので、やはり目的は排出、発生・排出の抑制であって、具体的な取り組みのところで、そのために有料化というのが1つ

【進藤委員】 「ごみの発生抑制の意識づけを図る」だけでいいのではないかなと思います。

【大澤副主幹】 そちらも検討項目として。

【藤井会長】 考えてください。それでは12ページのところです。市民の役割というところで…。

【進藤委員】 すいません、今のところ、まだ、 生ごみなんですけれども、ここに生ごみの減量化を進めるための家庭用生ごみ処理機の一層の普及を図るという文言をこちらに入れたらどうでしょう。

【大澤副主幹】 施策の方向に今、入っているものをですか。今は施策の方向の欄に生ごみの減量化を進めるため、家庭用生ごみ処理機の一層の普及を図るって入っている。これが別の場所にあったほうがよいということですか。

【進藤委員】 それでもいいんですけれども、あ、わかりました。

【大澤副主幹】 じゃあ、このところであってもいいと。了解です。

【進藤委員】 それで、排出抑制のところの有料化による2番目の項目と、事業者の協働による廃棄という、3番目の項目は、施策の方向には…のほうがいいのではないかな。

【大澤副主幹】 最初言われた排出抑制は、どちらのページにある部分ですか。

【進藤委員】 8ページの…ごめんなさい。施策の方向に、この中にはないんですけれども、有料化による、これ、有料化によって収入があります。出ますよね。有料化の。この使い方なんですけれども、これは決まってないんですか。

【大澤副主幹】 特定財源にするという話は…。

【田戸部長】 一応特財ではないんですけれども、ごみ関連の一つの関係の予算に、そちらは出てきたというようなものでは事務局のほうではさせていただいております。

【進藤委員】 その内容はまだ。

【田戸部長】 個別の部分はまだ決まってないです。

【進藤委員】 そういうことなんですね。それによって、それを市民なんかの協働事業に使うということは考えていらっしゃいますか。

【田戸部長】 廃棄物等の減量審議会の中でも、そんなような御意見をいただいておりますので、そこについては当然、今後、検討、所管のほうは資源循環のほうになりますけれども、そちらのほうも検討した中で入っているところです。審議会のほうでもそのようにお話をさせていただきました。ただ、最終処分等で今、今年度から灰を全量、外に出すという形で、トン当たり5万以上経費かかっておりますので、そういった経費を含めた中で、全体の中でごみ処理という部分の全体の中の経費の中に充てていきたいというふうに考えております。

【進藤委員】 そういう具体例があったほうが、この有料化について市民の納得する要素として。一応続けていくためにも必要だと思っています。

【山下主事】 今のごみの有料化後の収入及び市民活動とのそういったところに財源が充てれないかというような御意見は、エコリーダーズのごみ問題部会からもいただいておりますので、今、所管のほうと話を進めているところでございます。今の進藤委員の御意見も踏まえて、また所管と調整の上、書きぶりについては検討してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

【藤井会長】 それでは、次に12ページですけれども、このところで、事業者の役割ということで、これは新倉委員、どうでしょうかね。一番最初にごみ袋の廃止など書いてあるけど、ごみ袋の有料化や廃止、そんなところでしょうかね。それとも「廃止できる」でいいですか。

【新倉委員】 廃止とっては難しいかなと思いますね。

【藤井会長】 有料化や廃止。

【新倉委員】 廃止化というんですかね。

【藤井会長】 それからもう一つ、機器類で、これは事業者のほうで考えてほしいと思うので、機器類の修理とか。例えば何かちょっと壊れたものなら直してもらいたいと思う。しかし今は、そんなの直したってお金かかるだけ、新しく買いなさいと言われちゃうんだけど、やはりまだ修理して使うような余地をまだ考えてもらえね。やっぱり長持ちする製品を使い、故障したら修理しますと書いてあるから、それが入ったほうがいい。それからもう一つは、エコポイント制度といったものを具現化するとかが、事業者の役割に入るのでは。デポジット制度みたい

なものもどうかと感じました。その辺のところも考えたらどうか。

さて、もうあと30分しか時間がなくなって、これは大変だなと、内心びくびくしているんだけれども。できるかなと思ったりもして。

**【進藤委員】** すいません。市民の役割のところなんですけれども、生ごみの減量化に努めますということがあります。これは減量化のところ、ごみの一つの方向として、他の行政でもやっているんですけれども、生ごみをしっかり水切りをして出すとか、食材のくずなんかを生ごみ処理機で家庭内で処理するという点、これ、ようなことをしっかり書いたほうが、生ごみ処理機の推進をしているんですから、市民はここまで徹底してやるということを書かれたら…書いていただきたいなと思い、いかがでしょうか。これ、生ごみ処理機の使い方なんですけれども、さっき藤井先生もおっしゃいましたが、生ごみ処理機で処理したものが、次のところだと思えるんですけど、堆肥化するのでしょうか。それとも、このまま処理されたければ、家の中、ふえないでいいんですけれども、リユースされるのか、それともそのまま処理だけになっていくのかというような問題があると思うんですけど。そのあたりも区別して明記していただきたいなと思います。いろいろなところに載っていて、

**【桐ヶ谷委員】** 2022年度を目標で、今まで処理機の助成が500台となっていますけれども、長期にわたる計画とするならば、こういう処理機の普及というものを何台ぐらい、世帯数においてどのくらいとかですね、年間で500台やっている、やるよということだけではなくて、それによって本当はどのくらいのごみ在实际家庭で処理できるだろうかという中の目標というのをせつかく長期のやつですから、何かあってほしいなと思いますけど、いかがでしょうか。

**【印田委員】** 私のところはコンポストを使って、自分のところで台所のごみを出したことはないですよ。それはなぜかといったら、市役所でお金いただきまして、2つ買わせて、半年ほどやっていると、こっちを堆肥になります。それで、こっちを土、庭に掘り出して、空っぽにして、こっちの半年かけて。そして、一度も台所のごみを出したことがないです。いとも簡単なんです、非常に。だから、どうして皆さんしないのかなと。こんなことは勧められないことなんです。非常に簡単なことなんです。だから、もっとね、みんなから各家庭でそういったふうなやり方で、生ごみなんて出さなくても済むんじゃないのかなと、ずっと思っていました。不思議だなと思うんですね、皆さんが出しているのが。それ、水切りのことまで、そんなに神経質にならなくてもね、前日の台所のごみを入れて、コンポストへ入れて、適当に押さえて、ふたしておくんですよ。そうすると、半年ぐらいすると、きれいな土になるから。ど

うしてあんな簡単なこと、できないのかなと。

【大澤副主幹】 それは知らないのと、今言われたとおり、全体的な率については、現状押さえているデータがないので、記載をしてないところではありますが、所管のほうにできるかどうか。

【印田委員】 もう少しPRをするか、もっとみんなが意識的にすれば、簡単なことなんじゃないかなと

【大澤副主幹】 使っている方で、やっぱりそういうお声は聞くんですが、ただ、やっぱり知らない方もいるでしょうし、我々としても桐ヶ谷委員からの御指摘がありましたとおり、目標値が出るのかどうかというのは、ちょっと難しい問題があるんですが、お話として御指摘したら十分わかるので、ちょっと所管に相談してみます。

【藤井会長】 我が家もいつも生ごみは庭に埋めちゃうから、生ごみでは出さないんだけど、庭のない人はどうするんだという部分が

さて、それでは、その辺のところは検討させていただいて、13ページからのところで。13ページはどうでしょうか。もうこのまま、ずっと最後のページまで進めていきたいと思います。あまり時間もなくなってきたので。特に、どうでしょうかね、これだけは絶対言っておきたいということ。はい、どうぞ。

【太田委員】 ここに限ったことだけじゃないんじゃないですけども、例えば今、具体的な取り組みのところの頭出しは、資源の再生利用。具体化されてないまま、羅列しないで、13ページでやるのは、再生利用、資源化率を上げるためのポイント、分別するためのポイントというふうに。

【藤井会長】 それでは13、14、15、16、17ぐらいの所で、話に出ましたけれども、そのほかに何か御意見ございますか。

まとめの考えについて今あったんですけど、御意見があれば

次、第3節のほうへ移りまして、18ページ、温室効果ガスの排出の少ないまちというところで、特に18、19ページについて、何か

19ページの一番上の目標値、温室効果ガス排出量の削減目標の検討に取り組む件、これは今、目標をどのくらいにしたいかという課題はあるんですか。そうすると、ここのところ、さらなる削減目標の検討ということでもいいんでしょうかね。

【山下主事】 もともとはですね、市役所、市関連施設についての削減目標については、実行計画を持ってしまして、5年間で6%という形で進めてきているところでございます。その市関連施設については、18ページの下の方の1-1にありますとおり、また次の計画として、仮に8%という形で前回よりは若干ふえているんですが、削減目標というのは立てるんですが、それとは別に去年度の審議会で会長ほかからも御意見いただいたとおり、市全体の削減目標、これ今までにないものですので、こういったものに取り組んでいくという形で書かさせていただいております。

【藤井会長】 それから、19ページの下の方ですけど、市民の役割という件で、ちょっと意味がわからないんですけど、丸が4つ並んでいますけれども、4番目で、電気機器だけに頼らず、自然エネルギーを活用しますとあります。電気機器だけに頼らずとは具体的に、どういうことが

【山下主事】 ざっくりばらんに申し上げると、空調だけじゃなくて自然風というんですか、風を取り入れたりだとか、そういったイメージの表現にはなっているんですけども。

【藤井会長】 ああ、そういう意味。それで電気機器と

【山下主事】 いわゆる自然エネルギー、再生可能エネルギーという形のものと表現が似ちゃっているんですけど。

【藤井会長】 これは空調に関してはと、そういう意味ですか。

【山下主事】 空調に限るものではないとは思いますが、ちょっとすいません、今、具体的な例がほかに…。

【藤井会長】 これでは何かよくわからないので、これを、消しちゃって、自然エネルギーを積極的に活用しますということで、どうでしょうかね。こういうことを言うと、何で電気機器に頼らずという文言が出てきたのか、よくわからない。一番最後の交通問題に関する実態調査や、意見の交換の処では、ノーカーデーやカーシェアリングという文言もありますから。そんなことをここに入れておいたらどうかなと感じました。そのほかに何かございましたら。

【進藤委員】 アイドリングストップというのは、出てこないんですけども、これも入れられたらどうでしょうか。

【藤井会長】 どこのところに入れたらいいですか。

【進藤委員】 全部、市民も事業者もなんですけれども。

【藤井会長】 だったら、市民が積極的にやらなければ ですね。

【進藤委員】 夏なんか。

【佐野委員】 市民の役割の下から3項目目、環境に優しい運転に努めますと書いてありますので、括弧してアイドリングストップとか、おさまりがいいかなど。

【藤井会長】 そこがいいかもしれない。そうですね。一つの例として、こんなのがありますよと。そこばかりじゃないと思うんですけど。

それでは、次の20ページですけれども、安定したエネルギー供給への転換ということで、大きい系としては、再生可能エネルギー設備ということで、いっぱい出てくるんですけども、再生可能エネルギー政策、これは太陽電池とか、そういったことをイメージしていますね。この言葉で皆さん御理解できますか。いいですか。

【太田委員】 何度か伺っているので、私は大丈夫ですけど。

【藤井会長】 一般の人は。

【大澤副主幹】 用語集は最後に入れるんです。

【山下主事】 あと、すいません。第3章のときに、スマートエネルギー設備の説明がわかりにくいという形で、ページの欄外というところもありましたので、ちょっとそれと同じように、注釈でわかるようにします。

【藤井会長】 注釈を入れておいてもらったほうがいいのか、それとも再生可能エネルギー利用設備みたいな感じだと思うんですね。そういった意味でどうか、

それから、この再生可能エネルギーの推進というところで、表があるんですけど、4行目のところの、スマートエネルギー設備に関し、説明を入れようということで、この星印を入れてあるわけですね。ここで入るわけですか。

【山下主事】 今このそれぞれのページの下にするか、それか巻末に用語集でまとめるかというところ、ちょっと検討しているんですが。

【藤井会長】 そういうことをやろうということで、入っているわけですね。これについて、説明があるかと探しましたが、なかった。そうすると、そこのところに、今言いました再生可能エネルギー設備というのも入るんですね。

それから、そこのところで、公共施設への再生可能エネルギー設備の設置を検討するということがありますね。それともう一つ、入れたらどうかということに。市民協働発電所の普及拡大を図るための支援制度の充実があります。もう一度言います。「市民協働発電所の普及拡大を図るための支援制度の充実」と、いったものも入れたらどうか。それで、例えば、逗子市は

早くから小・中学校の屋根上に太陽光発電設備をつけてますよ。これはすばらしいと思うんですけど、その規模を見ると、せいぜい10キロワットぐらい。そうすると、利用可能な屋根面積がものすごく余っている。だから、余ったところの、屋根面積を貸し出して、市民協働発電所として利用する。それで屋根の貸し代が収入になる。

これからは少子化で、人口が減っていくわけだから、原資が減るんです、そういったことも考えていかないと、市そのものの財政が成り立っていかない。だから、その辺のところでも市民協働発電所という言葉をごここに持ってきてはどうかと考えました。

そのほかには。20、21ページのところで何かありますか。

【太田委員】 安定したエネルギー供給ということなんですが、再生可能エネルギーということでしょうかね、方向として。

【山下主事】 そうですね、今、具体的には再生可能エネルギーという形で、すみません、私はちょっと不勉強で、ほかのものがなかなか思いつかない。

【太田委員】 そうしますとですね、例えば具体的な取り組みの、例えばですけど4つ目の低公害車への啓発とかですと、これも再生可能エネルギーの促進の話ではなくなってしまうんです。何かそこがうまくいかないかなど。再生したエネルギー供給という話であれば、この項目もあるかなと思うんですが、再生可能エネルギーと一本でいくということかどうか。そこの調整を。

【山下主事】 この項目は、いわゆるハイブリッド車とか電気自動車の受給電というところも踏まえての記載なんですけど、どうしてもほかの計画との書き合わせで、ちょっとわかりにくい表現になってしまっているんで、ちょっとこそは事務局のほうで整理をさせていただいて、再生可能エネルギーの内容とわかるように、次回記載をちょっと考えます。

【藤井会長】 22ページの良好な景観ということなんですけど、良好な景観のところの段落に、「逗子市景観条例、逗子市景観計画を適正に運用、実施する」とあります。それで、この中にどういうふうに配慮したのかというと、僕としては余り規制するのは嫌だと思ってるんですけど、かといって、野放しだと整合性とれない。これからの街並みや環境づくりには、やっぱり住宅建築については、どっちかという、あまりでたらめな形とか色とか使わないよう、ある程度指針を示す必要があるのではないかなと思うんです。例えば僕の家付近に、桃色の家ができたりして、周りとは合わなくてしょうがないんですけど、しかし、色にしても、空色の家とか、いろいろな実例がある。その辺のところは、やっぱりある程度指導ぐらいのことをやったほうが

いいんじゃないかと思ったりもしますけど。そういったことを頭に入れて、文言を盛り込んでいただければありがたいと思います。よろしいでしょうか。

24ページ、25ページはどうでしょうか。暮らしのための基盤整備。このところで、僕の希望を言わせてもらおうと、市は市民・事業者の協力を得ながら、市民が安全・安心して生活できる基盤の交通機関や道路または危険性の少ない住宅地など急斜面といったところの整備、今だと急斜面でも、技術的に可能だったら、家を建ててしまうけど、そんな処に1時間に100ミリを超えるような雨が降って大丈夫かなと思うんです。だから、本来ならばこういったところは、やはり規制をしていく必要があるのではないかと。安全性については、結局は市民が被害をこうむるので、その辺のところについての文言も入れておいてもらいたいと思います。

それから、交通機関については何も自動車ばかりが能ではない。自転車もあるし、いつも僕は言ってる、路面電車も魅力的だ。、これは大衆交通機関としてすごくいいと思います。体の弱い人や、弱者も乗りやすい、これからは自動車については、年を取ったら運転できない人もいっぱい出てくるわけで、そういった人を家の中に閉じ込めておくのかということになる。

それから、真ん中の施策の方向という所では、ミニバス等の新たな交通システムの検討に取り組むと書いてある。ミニバスや路面電車などは入れてもらって、検討してほしい。そのためには、すぐできる云々はれからの話だけど、まずは人間の動態調査、すなわちどれだけの人間がどう動いていくかを調べ、その上で適切で安く省エネ性の高い交通体系というものを検討する。そういった検討は直ぐにしてもいいんじゃないかと思うんです、皆さんどう思われますか。

【委員】 逗子市の道路幅から言うと、路面電車というのは、理想にはどうかなと思います。

【藤井会長】 僕はこの前にも江ノ電に乗ったんです。そうしたら、単線で、それもところによっては住宅の後ろを通っているね、あれだったら逗子市でも十分に可能と思います。できないじゃなくて、できるようにするにはどうするか。何事もそうですが、できないことを探すんじゃなくて、できることを探す。できるようにするためには、どうしたらいいか。この発想で

【桐ヶ谷委員】 やはり団地に住んでいる人たちが生活不便を、これからどんどん続けるわけですから、ミニバスより、またもっと小さい何かバスを、コミュニティー何とかというのをやってやらないと、団地にできたスーパーも商売成り立たず撤退とかですね、買い物難民がいますよね。病院に行くのですら、もう大変。それはバス会社にバスの運行を頼むというよりも、何か本当にワゴン、ワンボックスカーのちょっとした車から、何かしら走れるような、そうい

う足の確保というのは、逗子市の場合、すごく重要になってくるという気がするんですけど。

【中津委員】 私も今のお話で、買い物難民の話、あちこち仕事で関わることもあるんですけど、逗子市の場合は中心市街地の部分と、久木とか池子とか、周辺のところと、波があるじゃないですけど、特にこれ、読んでみると、すごく交通機関とか道路ですよ、歩道も道路の一部ではあるわけですけど、住民の方々は歩道の部分、別のものだと思ったりしていますけど、もうちょっと上位概念として、後背部分の人は何かそういういろいろな新しい交通機関を検討する。中心市街地の部分はほかがあるという。というような上位概念をもうちょっと明確に打ち出したほうがいいのか。どうしても基盤整備という、自動車のたぐいとか、電車のたぐいとか、何かすごく大きな、弱者とは関係のないもので話が理解をしてもうちょっと市民もわかるために。部分部分で安全・安心して移動できるということが入っていますけれども、僕は今言われているような話、交通機関。

【藤井会長】 かなり難しいという話や やらないという話も出ている。それもあるし、もう一つにはやっぱり近くは歩く。歩くにしても、きょうみたいな暑いときには太陽に照らされながら歩くんじゃ、非常にせつない。そういったことを避けるためにも街路樹の役割は大切です。日陰のあるところを歩けるようにする。。そういったことへの環境整備も必要だと思うんですね。エコリーダーズ会議でも、やはり総論的に、ぜひそうした検討をしてほしいなと思っています。

【山下主事】 こっちの問題になると、やはり基盤のハード整備のところ等は、都市計画の分野とかというところであったりとか、逗子市も交通計画であったりとか、歩行者と自転車のまち、アクションプランを策定したりというような取り組みもしていますので、ちょっとそういったところとの連携して、歩く、それから交通の新しいシステムというところを書ける範囲をですね、また事務局のほうで検討して反映していきたいと思います。

【藤井会長】 27ページの、生活環境の諸問題。これについての具体例としては例えば、多分、大気や水の汚染、騒音、インフラの整備、安全性など、そういったものですね。そういった類の生活環境の諸問題に対してはこういった例を入れておくと、もっとわかりやすいのでは。

そのほかに何かございますか。

【太田委員】 今、藤井先生がおっしゃったとおり、生活環境の諸問題と書いてしまったがために、具体的に何を示しているのか、逆に見づらくなったかな、という印象と。それとあわせ

て、自転車と歩行者を優先するまちアクションプランが出てきていますけど、これをやりますよ、これはやりますよ、これはやりますよとなっていますけど。やはり施策の方向のところ、なんのためにこれをやるのかというところを。

【中津委員】 最後になって、全体を通してになると思うんですけども、今回ページのデザインも含め、何かすごく気になるところがいっぱいあって、とやかく言うつもりはないんですけども、1つだけ可能かどうか気になるのは、施策の方向とあちこちにあるわけですけど、施策の方向という、部局名を書くことをやめることって出来ないですかね。

これ、全部責任を明確にしようという発想だと思うんですが、アクションプランでは当然そういう必要があると思いますが、施策の方向というのは、市民・事業者・行政あわせてみんなで進めていこうという方向なので、責任転嫁をするというか、すごく何かセクショナリズムに走っている気がして、その次の具体的な取り組みは必要なんだと思います。

【大澤副主幹】 あとはそれを記載をしている総合計画との横並びもこちら常に意識せざるを得ないんですが、消せるかどうかというところは、ちょっと検討してまいりたいと思います。

【山下主事】 今までの旧環境基本計画のほうはなかなか、どれがどこだけ進んでいるのというところの維持管理がなかなか見えにくかったという中で、セクションをはっきり、責任を持ってやっていくということを書いてあるんですが、おっしゃるとおり、具体的な取り組みに書いてあれば、施策の方向にはなくてもいいんじゃないかというのも御意見として承りましたので、ちょっと今までの書きぶりも踏まえて、ちょっと事務局のほうの中で検討させていただければと思います。

【藤井会長】 時間があつたら、せっかく傍聴に来られている方の意見も伺いたいと思いますが、  
時間が余りなくなって  
そう時間はとれません。しかし市とエコリーダーズの方々とは何かコミュニケーションや意見交換をやられておられるようですので、引きつけてほしい。それから、市民の方からも、ご意見があれば言っていていただいて結構ですけど。

【進藤委員】 すいません、一言いいですか。市のやつ、この全体を見まして、市の役割というボリュームが多いんです。それで、最後のところなんか、ごらんのように市民と業者の役割は一緒になっていて、さらに行動等指針なんかもあると思うんですけども、その辺のバランスをもう少し考えていただいて、読む人にわかるような形につくっていただけたら。

【鶴田委員】 3ページに関連しまして、1つの情報として聞いていただけたらと思うんです

けど。そこの池子の森自然公園の整備に注目されている方がいまして、保全方法を注目されているということで、例えば逗子市の生物多様性の保全活動のアクションの一つとして、今、逗子市の方が動植物の調査中ということで、まだそれが明確になってないので、これから保全方法を検討していくと思うんですけども、それが明確になって、逗子市でこういう保全をしますよということが明確になったら、例えば環境学習の一つとして調査をしたりして、それを公開して行ってほしいと思います。

【藤井会長】

それでは、次回の日程調整を。

【山下主事】 最初に申し上げさせていただいたとおり、スケジュールが短くて申しわけないんですが、できれば次また9月の最終週あたりに次回審議会を開ければと考えております。具体的には、きょういただいた御意見等を踏まえた修正案を御提示します。日付としては9月29日の月曜日から10月3日の金曜日までが1週間になるんですが、そのあたり、もうきょう皆さんいらっしゃるので、御予定をこの場で伺えればと思うんですが。

【藤井会長】 皆さん、いつがいいですか。

( 日 程 調 整 )

【山下主事】 また会長と御連絡させていただきたいと思うんですが。お時間は午前中ということよろしいですかね。では、基本的にはきょうと同じ午前10時から、10月2日にとっております。また詳細につきましては開催の御案内を送らせていただきます。事務局としてはその他の事項は特にございませんので。

○以下、議題終了後、傍聴者から発言があったもの【会議録としては残さない】

【傍聴者1】 すいません。傍聴者からの意見発表は認められないということで重々承知しておるんですけども、もし会長さんのほうから許可をいただければ、意見発表したいのですが、聞いていただけるでしょうか。

【藤井会長】 どれくらいの時間。

【傍聴者】 2～3分ですね。

【傍聴者】 私は、ずしし環境会議の会長で、所属はごみ問題部会なんですけれども、ごみ問題部会とかも3日も4日もかけて、ちゃんとしたペーパーを出しているんですね、環境審議会に。本来でしたら、こういう場にそのペーパーを出していただいて、それも含みながらここで審議していただければと思うんですけども、必ずこの会でぜひ二酸化炭素とかね、ほかの部会もそういう審議を全部いろいろ検討しているペーパーを出しているものを、ぜひ審議会の皆さんに、もしあれでしたら審議会がなければ、その間にお送りしてでも、見ていただいて、そして市のほうも直していただいて、そして次の審議をしていただきたいと。それをぜひ思います。

【傍聴者】 すいません。1人と申しましたけど、2人で。

【傍聴者】 できるだけ短く。御存じのように4年間審議会委員でおりまして、あとの2年間は会長の下で、古くからいらっしゃる方はお顔なじみでございます。二酸化炭素部会の石井でございます。1つは、改定案を皆さん一生懸命やっていたらっしゃるんですが、その14ページですか、改定案。そこに御指摘のあったように、逗子市総合計画の中に入っちゃったんですね。そして、しかも25年サイクルになった。これが非常に大きな変化ですね。それから、改定作業というのは、15年たったら何かやっぱり地球規模で、日本全体で、逗子市の固有の問題でみましたら環境変化が起きた。これは直さなければいけないんです。もう一つは、その中に答申が出ていますけれども、答申が出て問題があるということ直していただかなければいけない。これが主体になると思います。前からちっとも市民が傍聴で来ないという御指摘がございましたので、それ以来、ここできょう6名も来ておりますけれども、お話を伺っていた中で、ちょっと今回の審議の中で、お手元の古いほうの環境基本計画、その中に環境基本条例もございます。それから答申もあります。お読みになってないんじゃないかという感じが強いので、次回までにぜひ皆さん、これ、2時間あったら読めますので、お願いしたいと思います。

次回までに3点申し上げます。1点は、さっきの14ページにある総合計画の中の一環ならば、

まちづくり基本計画と同じように4年ぐらいのスパンの実施計画にさせていただきたい。最近8年が出ましたけど、8年じゃ長いですね。4年・4年でお願いします。市長の任期も4年ですから、ちょうど4年ぐらいがちょうどいいのではないかと思います。それが1つです。

それから、そうしたら実施計画立てていただくときは、実施計画には必ず数値目標と予算を入れていただきたい。それしなかったら前へ進みません。目標と予算がない計画なんてあり得ないと我々は思っています。それから、その進捗状況では、PDCA、古い話ですけど、そういうサイクルも用いて、やはり追っていただかなければいけない。それから、25年の先の社会ですから、そのところにいらっしゃる若い人々、現在の学童なんかの意見も聞ける仕組みをつくっていただかなければいけない。いろんな年代で、あと25年たったらいきなり何人残っているでしょうか。私は疑問ですね。次回の審議会までに、審議会のメンバーと事務局と我々ずしし環境会議のメンバーが協働して、よりよい改定作業ができるような仕組みを、ぜひお願いしたい。我々も一生懸命やっています、既に会員が総力を挙げて検討を重ねた問題点については、事務局に調整等重ねております。その点もぜひひとつよろしく願いいたします。

**【大澤副主幹】** 今いただいた御意見ですが、実際にというお話になります。別に御対応いただけるのであれば、資料等のお配りはもちろんできます。ただ、こちらは審議会さんとしてやる意思があるかというのが1つ。現状でこちらのほうお預かりしていますのは、エコリーダーズ3部会のほうから、ごみ部会、それからCO2部会、それから緑の部会、この3つの資料から、ごみ部会については多分ペーパーで2~3ページだったかな。のペーパー、それから同じく緑のほうも要望のほう上がっているんですが、CO2がちょっとボリュームが多いんですよ。まとめてくれといっても、個別にまとまってないので、それを皆さんにお配りするということも、ちょっと過酷な状況です。それゆえ、こちらのほうで今、のみ込んでいるところなんですけど。差し支えなければ、そちらのほうの資料一式をお送りすることはできるんですが、ただ、それについてどういった御審議をなさるかというのを、審議会の中でのお話になってしまうので、見たところで御検討いただくような話になろうかと思います。審議会さんのほうにこちらのほうは諮問を出している形になりますから、その検討方法についても、こちらとしては審議会委員の職責の中でやっていただくことを考えていますが、ただエコリーダーズさんは逗子のほうで活動してきた実績もあるので、こちらもその意見を次回の案の中には入れます。ただ、入れきれないだろうとも思いますね。全部の意見は反映できないところなので、それを単に示すのか、こちらのほうでのみ込んで、その修正案としてお示しするのかというのは、やはり。

【藤井会長】 多分、思想というか、考え方。そこがやはり重要だと思うので、細かいことを出されても、この短い時間内で検討するということは、ちょっと難しいかなとおもいます。やはりどういう考え方になっているか、そこが、わかればね、やりやすいのでは。

【傍聴者】 それでしたら、こちらで考え方とかをきちっと短めにまとめたものと、もし短いものであれでしたら、そういう全部、1章からの考え方をまとめたものを出して、環境審議会の皆様にお送りするようであればと思いますけれども。もしお願いできれば。

【中津委員】 それ、送ってもらうのがいいんじゃないですか。

【大澤副主幹】 いつまでにつくれますか。読む時間も。

【傍聴者】 今回はこの4章を考えろということで、18日までということで、私たちは総力を挙げてやりましたけれども、1章、2章についても、いろいろ考えはあつてのことですので、全体的な考えをまとめた形で、特に4章については細かくというようなことで、そんなにあれで、そういうこと、できますよね。というふうな形で、8月中にでもそれぐらいまとめて提出することというのは、環境会議として責任持ってやれると思います。

【大澤副主幹】 資料としてお送りするのがよろしければ、こちらとして送ることはできます。ただ、逆に審議会さんのほうにこちらのほうとしてはお願い事になってしまうので、送るかどうかもこちらとしては、今時点では審議会の業務の性質上は、本来はないんですね。それはやはり事務局で本来のみ込むべきことです。環境管理課でね。ただ、そういった御意見はきているというのも事実なので、よろしければ8月中にでき上がるのであれば、審議会の委員さんにそのペーパーのほうを送らせていただく承をいただければ、送付のほうはさせていただければと思います。

【藤井会長】 我々としても、実際にやられている方がどういうふうな考え方で、どうやっているか。その辺のところは知っておかなければ、空に浮いたようなことをやってもしょうがないので、ぜひ、あまり分厚くないものを。

【大澤副主幹】 そうなんです。こちらも最初に見たときには、厚いなという状況もあったので。じゃあ、すいません。本来こちらの諮問事項と直接ではないですが、ただ、やはりエコリーダーズさん、我々協働してやっているところで、全くないがしろにも本来はできないので、計画の策定スケジュールとはまた別のところで御意見が8月中に上がってきたところで、各委員さんには送付のほうをさせていただくということで。

【藤井会長】 よろしく願います。皆さん、目を通して下さい。

**【進藤委員】** それに続いてなんですかけれども、ここに逗子の地形ですとか、街並みですとか、生活の動線ですとかを、やはり住んでない。住んでいてもわからないし、審議委員の学識経験者の方たち、知らない面がすごく多いと思うんです。それを一回り、見ていただくのか、そういうことはできないでしょうか。

**【大澤副主幹】** 歩くのが必ずしも必要とは思ってないです。我々はほかの部会で言えば都市計画審議会ですとか、いろいろな組織を持っている中で、学識の方って、基本的に全国的なまちづくりの動向をつかんでいますから、そういったところの概念でお願いしているんです。市民の視点というのは、やっぱり市民委員さんであるとか、市内事業者の方もお願いをしていますから、基本的にこちらのほうで、例えば就任するときに都市計画図をお渡しするだとか、必要な資料はお渡ししますが、それがイコール委員さんたちにまちを歩いてもらう。歩いてもらえれば、こちらとしてはいいんですけども、すべてそれを条件のようにして求めるということまでは考えてないです。

**【進藤委員】** そうですか。小さいまちですので、言葉の端々でね、やっぱり私たちの市民委員とのちょっと温度差を感じることもあるので、そういうことができるのかなと。

**【大澤副主幹】** 現実問題、長くやっていただいていたたり、近隣都市にお住まいであったりとかということで、逗子のこと一定は知っていますから。生活者ほどではないんでしょうが、とはいえ、やはり注目いただいているとは思いますよ。

**【藤井会長】** 必要に応じて足を運んで見るということもあろうかと思えますけれども。

**【進藤委員】** せめて帰りに1階のエコ広場の。多分お通りになっても知らない方もいると思うので。

**【藤井会長】** それでは、できるだけ。どうも長時間ありがとうございました。